

「部活動大阪モデル」  
合同部活動に関するガイドライン（追補第二版）

令和5年2月  
令和8年8月補訂  
大阪府教育庁

## ◇ 本ガイドラインの策定の趣旨

- 高等学校における「部活動」については、文部科学省の学習指導要領（H29 改訂）において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる「部活動」については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」とされている。
- また、スポーツ庁のガイドライン（H30 策定）において、「部活動」は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する」とされている。
- このことを受け、大阪府では平成 31 年 2 月に「大阪府部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動の人と人との交流を通じた生徒の多様な「学びの場」としてその教育的効果を十分に発揮するように、地域や学校の特色、また活動分野や目的、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざしてきた。
- 一方、近年では、少子化の影響による生徒数の減少等に伴い、部活動に加入する生徒が減少の一途をたどっており、このままでは、交流の機会の減少とともに、部活動がもつ教育的意義が損なわれてしまう可能性が否定できない。
- また、令和 3 年度の府立学校教職員の時間外在校等時間は、約半数の教員が年間 360 時間を超えるなど、部活動指導を含めた教員の働き方改革の取組みは急務の課題となっている。
- このような中、教育庁では、「大阪府部活動の在り方に関する方針」を踏まえながら、これら直面する 2 つの課題を解決する方策の一つとして、複数校における「部活動」の合同実施を促進すべく、令和 5 年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入することとした。
- 本ガイドラインでは、「部活動大阪モデル」による合同部活動を実施するにあたって、特に「ステージ 1」で留意すべき内容を取りまとめており、各校での取組みの参考としていただきたい。

令和 5 年 2 月 大阪府教育庁部活動のあり方検討チーム

※ 本ガイドラインでは、「部活動大阪モデル」における合同での部活動を【合同部活動】といい、既に実施している合同部活動を【既存の合同部活動】と記載します。

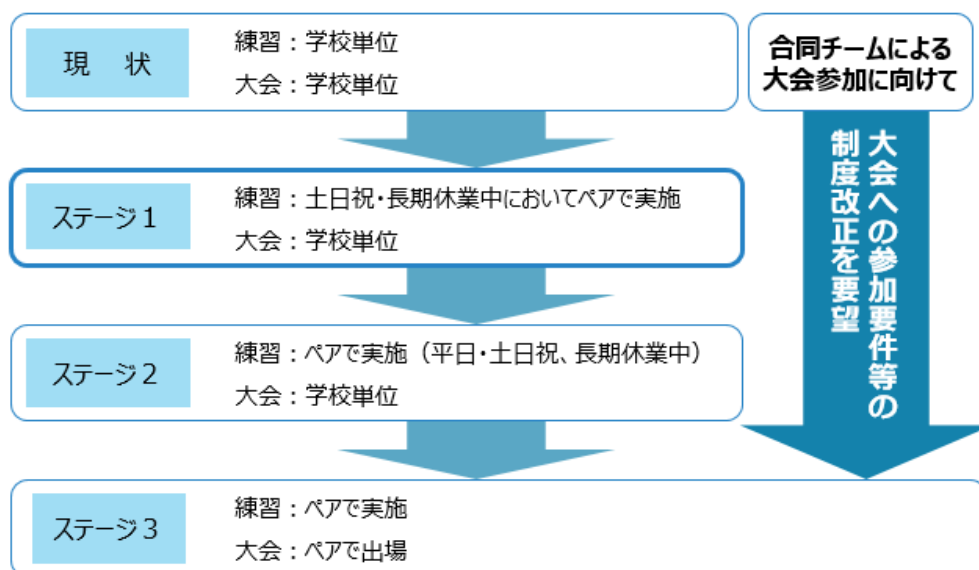
## ◇ 「部活動大阪モデル」の概要

○ 「部活動大阪モデル」の概要（参考集【資料1】参照）は以下のとおりである。

- ◆ 原則、すべての高校で合同部活動のためのペアリング（現在は指定校）を検討
- ◆ ペアが成立した高校において、部活動を合同で実施
- ◆ ステージ3を最終形にしつつ、各ステージで検証を行いながら段階的に実施する

○ ペアリングについては、教育庁が別に定めるものとする。【別添1】

○ 「部活動大阪モデル」の導入にあたっては、土日祝・長期休業中を中心に合同で練習を行う「ステージ1」を令和5年度から実施し、その後の定着状況等を踏まえ、順次「ステージ2、3」に移行する（※1）。



○ 【合同部活動】の実施にあたっては、生徒の活動をより充実させるため、生徒が専門的な指導を受けられる環境を整備するとともに、教員の指導に係る業務負担を軽減させるため、部活動指導員等を配置する。

※1 ステージ2、ステージ3におけるガイドラインは、それぞれに移行した段階で別途提示する。

## ◇ 【合同部活動】実施にあたっての留意事項等

### ○ 実施にあたって

- ・ 【合同部活動】の実施にあたっては、当該部活動を各学校の教育活動の一環として位置づけること。また、学校間・顧問間で、あらかじめ技術指導や生徒指導の在り方などについて十分協議し、緊密な連携のもとに指導体制を確立し、計画的な活動とすること。
- ・ 生徒の実態を十分把握し、主体性を尊重するとともに、一人ひとりの能力・適正に配慮した活動とすること。
- ・ 【既存の合同部活動】の実施にあたっては、実施校間で協定を締結する必要があるが、「部活動大阪モデル」の指定校となった学校は、「合同部活動に関する協定書」の提出は必要としない。
- ・ 校長の判断のもと適切に実施すること。

### ○ 【合同部活動】の基準人数について

生徒の十分な活動機会を確保するため、次のとおり基準人数を設定する。指定校に共通する部活動のうち、両部の部員数の合計が、基準人数を超過する場合は、【合同部活動】を実施しないことができる。ただし、小規模の部活動の活動機会を確保できるよう配慮すること。

- ・ 基準人数は、各競技の最大試合出場人数の5倍とする。  
ただし、基準人数が40人を超過する部活動は、40人を基準人数とすることができる。
- ・ 施設の状況や活動の形態等を考慮し、生徒の活動機会が確保でき、教育効果が期待できる場合は、基準人数を超過している部活動においても【合同部活動】の実施を妨げるものではない。

### ○ 生徒、保護者等の理解について（参考集【資料2】参照）

- ・ 事前に生徒及び保護者等に対して、文書等により「部活動大阪モデル」の趣旨を周知し、理解を得ること。
- ・ 【合同部活動】を実施する部においては、一方の学校で活動する際、もう一方の学校の顧問教員が原則付き添わないことについて、当該部活動に所属する生徒及びその保護者の承諾を得ること。

○ 個人情報の取扱いについて

- ・ 生徒に関する必要な情報については、生徒が安心・安全に部活動を行うことができるよう、生徒・保護者に確認・承諾を得たうえ、両校の顧問同士で共有すること。
- ・ 生徒情報等は、適切に管理するとともに、【合同部活動】の実施以外には使用しないこと。

○ 事故等の対応について（参考集【資料3】参照）

- ・ 活動中における救急・連絡体制の確立、移動に関する安全指導等の徹底等、安全対策について十分配慮すること。なお、生徒の学校間の移動や相手校からの下校については、必ずしも引率や付添いは要しないが、合理的な経路・方法で移動するよう指導すること。
- ・ 【合同部活動】を実施する際及び移動中の事故等の対応については、活動場所となる実施校の顧問が当該校で定めている危機管理マニュアル等に沿って対応すること。
- ・ 「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」に基づく給付手続きを行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が処理すること。

○ 部活動指導員等の配置基準について

- ・ 【合同部活動】を実施するそれぞれの部活動において、顧問に専門性がない(※2)部活動を対象に部活動指導員等を配置する。
- ・ ペアリング対象外となった学校についても、別途教育庁が示す配置基準に基づき、部活動指導員を配置する。

○ 部活動指導員等の配置申請及び実績報告書等について

- ・ 部活動指導員及び外部指導者の配置申請については、別途通知する。
- ・ 別途実績報告書等の提出を求める。

---

※2 「顧問に専門性がない」とは、「顧問教員が高校時以降において当該種目（活動）の競技（活動）経験がない。」又は「顧問教員として、当該種目（活動）の指導経験がない。」ことという。

なお、顧問が専門性を有している場合であっても、当該顧問が育児短時間勤務・部分休業・介護時間等の特別休暇等を取得している場合は、顧問に専門性がないものと同様に扱うこととする。

## 【参考】指定校について

(1) 全日制の課程の高校を対象とする

(2) 体育科設置校、中高一貫校は除く

◆ 体育科設置校

桜宮、汎愛、摂津、大塚

◆ 中高一貫校

富田林、咲くやこの花、水都国際

(3) 単独で部員数が一定規模を超える学校は除く

夕陽丘、池田、桜塚、刀根山、箕面、春日丘、北千里、山田、寝屋川、泉陽、和泉、  
北野、大手前、高津、天王寺、豊中、茨木、四條畷、生野、三国丘、岸和田

(4) 近隣の学校への移動時間が自転車で15分を超える学校は除く

北摂つばさ、西寝屋川、北かわち阜が丘、長尾、牧野、枚方津田、交野、八尾翠翔  
懐風館、長野、久米田、りんくう翔南、泉鳥取、成美、成城、箕面東、岬、堺工科  
港南造形、住吉商業、能勢分校

(5) (2)～(4)を除いた学校でより距離の近い学校同士からペアリングを実施したところ、ペアリングできない学校は除く

清水谷、守口東、八尾、登美丘、高石、日根野、枚岡樟風、淀川清流、西成、長吉、  
東淀工業、鶴見商業、住吉、泉北

## 【参考】合同部活動について

### ◆ 合同部活動とは

- ・ 生徒のスポーツ活動や部活動への参加の機会が損なわれることがないよう、複数の学校間で協定を取り交わし、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する部活動の方式。(参考集【資料4】参照)
- ・ 合同部活動の活動中は、どちらか一方の顧問教員が付き添うことで活動することができる。これにより、顧問教員の部活動指導業務時間が削減できる。

### 【合同部活動のメリット】

#### 《生徒》

- ・ 少人数の部においては、練習相手が確保でき、練習の幅が広がる
- ・ 一定の規模を確保することにより、練習機会や府大会等への参加機会を確保できる
- ・ 他校との交流を図ることで、生徒のモチベーションの向上につながる
- ・ 専門性のある教員から専門的な指導を教授してもらえることができる

#### 《教員》

- ・ どちらか一方の顧問の付添いのみで活動ができるため、教員の負担を軽減できる
- ・ 専門性のない顧問にとっては、どちらか一方の専門的指導ができる顧問に指導を任せることができ、心理的負担の軽減につながる

### 【公式大会への出場】

- ・ 合同部活動を実施している複数校による合同チームとして、府大会等の公式戦（コンクールを含む）に参加する場合は、大阪高等学校体育連盟各専門部等の大会主催者が定める手続きが必要
- ・ 令和5年度から、個人競技種目のない9競技について、部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会（インターハイ）への参加が可能  
対象9競技：バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、ソフトボール、水球、アイスホッケー、ホッケー

---

#### ※合同部活動の取組みに関する通知

合同部活動については、「指導体制の充実や教職員の負担軽減策の観点からも、合同部活動の取組みを推進していただくとともに、引き続き部活動が、生徒にとってより充実した内容で互いに高めあえる活動となるよう、適切に運営願います。(令和元年12月2日付け教保第2211号「部活動の適正な運営について」)」とされており、「部活動大阪モデル」については、その内容を踏襲している。

#### ※合同練習との違い

いわゆる合同練習は、学校間での協定を結ばずに、各校の顧問の付添いのもと、複数校で練習を実施する形式であり、合同部活動と区別していることに留意する。(参考集【資料4】参照)

## 【参考】部活動における外部人材の活用について（部活動指導員と外部指導者）

### ◆ 「部活動指導員」とは

- ・部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする職員を配置する制度。
  - ・教員の部活動による長時間勤務の削減、専門的指導をすることができないことによる心理的負担の軽減。
  - ・学校職員として位置づけ、部活動指導全般を担う。
  - ・教員の付き添いなく、部活動指導員のみで指導や引率等が可能。
  - ・教員経験者や実技指導経験・指導者資格を有する指導者等が対象
- ※ 府立学校においては、「大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチ OSAKA】(保健体育課競技スポーツグループ所管)」の登録が必要。

### ◆ 「外部指導者」とは

- ・顧問の教員と連携・協力しながら、部活動の技術的な指導を行う、コーチ等の補助的な立場となる人材を派遣する制度
  - ・有償ボランティアとして、教員と連携・協力のもと技術指導を担う。
  - ・外部指導者だけでは大会等に生徒を引率できない。
  - ・当該校の卒業生や学生なども対象とし、幅広い人材を活用
- ※ 府立学校においては、「大阪府学校支援人材バンク（高等学校課教務グループ所管）」の登録が必要。

---

#### ※部活動指導員職務等に関する通知

部活動指導員職務については、「学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する部活動指導員を学校教育法施行規則に位置付ける。(平成 29 年 3 月 15 日付け教保第 2813 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について）」とされている。